

岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会設置要綱

(設置)

第1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条及び岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成21年条例第21号）第7条の規定に基づく本県における温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化のための施策並びに地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康または生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済または自然環境において生ずる影響に対応して、これによる被害の防止または軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展または自然環境の保全に関する施策に係る地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する計画（以下「計画」という。）の策定並びに計画に基づく措置及び施策の実施状況について意見を聴取するため、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(名称)

第2 懇談会の名称は、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会とする。

(事業)

第3 懇談会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 本県における計画の策定にあたって意見を述べること。
- (2) 本県における計画に基づく措置及び施策の実施状況に関して意見を述べること。
- (3) その他懇談会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4 懇談会は、委員20名以内をもって、必要の都度、組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 岐阜県地球温暖化防止活動推進員
- (3) 岐阜県地球温暖化防止活動推進センター
- (4) 岐阜県気候変動適応センター
- (5) 関係地方公共団体
- (6) 事業者
- (7) 県民その他の本県の地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める者

(会長及び副会長)

第5 懇談会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会議を進行する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6 懇談会の会議は、知事が招集する。

(部会)

第7 懇談会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(関係者の出席等)

第8 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第9 懇談会の事務局は、岐阜県環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課に置く。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、懇談会の事務の運営上必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年2月5日から施行する。

2 協議会の設立当初の役員の任期は、第5第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。